

改 正 後

別表1-1
定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		249,000	261,000
更生施設		249,000	261,000
授産施設		114,000	119,000
宿所提供施設		89,000	93,000
社会事業授産施設		114,000	119,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	10,600,000	11,100,000
	通所系 (注1)	5,240,000	5,490,000

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-2
(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		330,000	346,000
更生施設		330,000	346,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	14,100,000	14,800,000

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-3
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		330,000	346,000
更生施設		330,000	346,000
授産施設		150,000	157,000
宿所提供施設		118,000	123,000
社会事業授産施設		150,000	157,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	14,100,000	14,800,000
	通所系 (注1)	6,810,000	7,050,000

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

現 行

別表1-1
定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		243,000	255,000
更生施設		243,000	255,000
授産施設		111,000	116,000
宿所提供施設		87,000	91,000
社会事業授産施設		111,000	116,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	10,400,000	10,800,000
	通所系 (注1)	5,130,000	5,380,000

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-2
(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		323,000	339,000
更生施設		323,000	339,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	13,800,000	14,500,000

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-3
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		323,000	339,000
更生施設		323,000	339,000
授産施設		147,000	154,000
宿所提供施設		116,000	121,000
社会事業授産施設		147,000	154,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	13,800,000	14,500,000
	通所系 (注1)	6,600,000	6,900,000

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後

別表1-4
 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		12,700,000	13,400,000
障害福祉関係施設	入所系	11,800,000	12,400,000
	通所系	5,820,000	6,100,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-5
 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業又は1施設当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		16,500,000	17,500,000
障害福祉関係施設	入所系	15,700,000	16,500,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-6
 (公害防止対策事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	11,300,000	11,900,000
	通所系 (注1)	5,590,000	5,860,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

現 行

別表1-4
 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		12,500,000	13,000,000
障害福祉関係施設	入所系	11,500,000	12,000,000
	通所系	5,700,000	5,980,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-5
 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業又は1施設当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		16,200,000	17,200,000
障害福祉関係施設	入所系	15,400,000	16,100,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-6
 (公害防止対策事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	11,100,000	11,600,000
	通所系 (注1)	5,470,000	5,740,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後

別表1-7
 (公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,100,000	15,800,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-8
 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		276,000	289,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	11,800,000	12,400,000
	通所系 (注1)	5,820,000	6,100,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-9
 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		366,000	384,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,700,000	16,500,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

現 行

別表1-7
 (公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	14,800,000	15,500,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-8
 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		270,000	283,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	11,500,000	12,000,000
	通所系 (注1)	5,700,000	5,900,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-9
 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		359,000	376,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,400,000	16,100,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後

別表2-1

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施 設 の 種 類	標	準	都	市	部
救護施設		450.000		472.000	
更生施設		450.000		472.000	
授産施設		213.000		223.000	
宿所提供施設		171.000		179.000	
社会事業授産施設		213.000		223.000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	19.200.000		20.100.000	
	通所系 (注1)	9.370.000		9.820.000	

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施 設 の 種 類	標	準	都	市	部
救護施設		598.000		627.000	
更生施設		598.000		627.000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	25.500.000		26.700.000	

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施 設 の 種 類	標	準	都	市	部
救護施設		598.000		627.000	
更生施設		598.000		627.000	
授産施設		282.000		296.000	
宿所提供施設		226.000		237.000	
社会事業授産施設		282.000		296.000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	25.500.000		26.700.000	
	通所系 (注1)	12.300.000		12.700.000	

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

現 行

別表2-1

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施 設 の 種 類	標	準	都	市	部
救護施設		441.000		463.000	
更生施設		441.000		463.000	
授産施設		209.000		219.000	
宿所提供施設		168.000		176.000	
社会事業授産施設		209.000		219.000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	18.800.000		19.700.000	
	通所系 (注1)	9.220.000		9.670.000	

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施 設 の 種 類	標	準	都	市	部
救護施設		585.000		614.000	
更生施設		585.000		614.000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	25.000.000		26.200.000	

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施 設 の 種 類	標	準	都	市	部
救護施設		585.000		614.000	
更生施設		585.000		614.000	
授産施設		276.000		289.000	
宿所提供施設		222.000		233.000	
社会事業授産施設		276.000		289.000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	24.900.000		26.100.000	
	通所系 (注1)	12.000.000		12.500.000	

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

改 正 後

別表2-4
(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		23,000,000	24,100,000
障害福祉関係施設	入所系	21,300,000	22,300,000
	通所系	10,400,000	10,900,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-5
(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		30,000,000	31,500,000
障害福祉関係施設	入所系	28,400,000	29,700,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-6
(公害防止対策事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	20,400,000	21,400,000
	通所系	10,000,000	10,400,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-7
(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系(注1)	27,200,000	28,500,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

現 行

別表2-4
(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		22,500,000	23,600,000
障害福祉関係施設	入所系	20,900,000	21,900,000
	通所系	10,200,000	10,700,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-5
(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		29,500,000	30,900,000
障害福祉関係施設	入所系	27,800,000	29,100,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-6
(公害防止対策事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	20,000,000	21,000,000
	通所系	9,840,000	10,300,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-7
(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系(注1)	26,700,000	28,000,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後			
別紙2-8 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標 準 都 市 部	標 準 都 市 部
救護施設		500,000	525,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	21,300,000	22,300,000
	通所系 (注1)	10,400,000	10,900,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			
別紙2-9 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標 準 都 市 部	標 準 都 市 部
救護施設		665,000	698,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	28,400,000	29,700,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			

現 行			
別紙2-8 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標 準 都 市 部	標 準 都 市 部
救護施設		490,000	514,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	20,900,000	21,900,000
	通所系 (注1)	10,200,000	10,700,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			
別紙2-9 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標 準 都 市 部	標 準 都 市 部
救護施設		650,000	682,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	27,800,000	29,100,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			